

広島県告示第七百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和四年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団ツネトウ胃腸科 外科	三原市須波西一丁目一番一二号	令和四年二月一日
スナミ薬局	三原市須波西一丁目一番二二号	令和四年二月二八日
社会医療法人里仁会 訪問看護ステーション里仁苑	三原市皆実三丁目三番一八号	令和四年七月三一日
栗原本通薬局	尾道市栗原町東二丁目一番一九号	令和四年九月一八日
ひまわり薬局	大竹市南栄一丁目八番七号	令和四年九月一日
医療法人社団三戸クリニク みと小児科医院	東広島市西条中央五丁目四番二〇号	令和四年二月二四日